

在留邦人の皆様へ

ドバイ医療保険とビザについて

在ドバイ日本国総領事館

ドバイ保健庁は医療保険とビザに関する通達を発出し、従業員の規模に応じて当該通達を段階的に施行しており、最終的には2016年6月末までにドバイに在住する全ての居住者は、同庁に登録された保険会社に参加することを義務づけられております。

また、この期限までに保険に加入していない従業員（家族も含む）についてはビザの更新又は発行が拒否される可能性があります。なお、加入していない企業、従業員（家族も含む）に対して罰金が科されることも決定しております。

（参考）ドバイ保健庁に登録された保険会社リスト

<http://www.isahd.ae/Home/PermittedInsuerers>

日本企業では東京海上日動火災保険株式会社ドバイ支店が登録されており、駐在員の皆様・ご家族の医療保険加入についてサポートを行っております。連絡先は以下の通りです。

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co.Ltd

Dubai Office

TEL:04-3502777 FAX:04-3502888

上記通達に伴い、当地ビザを取得する際に医療保険の加入証明書の提出を求められる可能性がありますので、ご注意願います。